

諮問番号：令和元年度諮問第20号

答申番号：令和元年度答申第20号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、処分庁が収入認定した2万円の支給を求める部分（後記第2の1(3)）は却下されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により原処分1（生活保護変更処分）及び原処分2（生活保護変更申請却下処分）（以下「各原処分」という。）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 請求人の移住は、就労のための正当なものであり、就労可能性も具体的で自立の可能性も高いことから、行政は、旅費の支給や自立更生計画への助言などにより、被保護者の自立助長を支援すべきところ、移住先が遠距離であることや請求人の年齢を理由に請求人の移住を制限することは、憲法が保障する職業選択の自由や居住・移転の自由の侵害である。

(2) 移住に当たっては事前の視察が必要であるにもかかわらず、処分庁は生活保護法（以下「法」という。）の処理基準に定める要件に該当しないとして請求人の保護変更申請を却下しているが、これは法の処理基準の機械的な運用であり、法律でもない行政庁の内部文書に基づいて却下の判断をすることは違法である。

(3) 請求人の友人から移住先の現地調査に係る旅費の支援金として受領した2万円（以下「本件支援金」という。）は、自立を援助するためのものであり、実際に旅費として費消しているのであるから、処分庁が収入認定することは誤りである。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 移送費は、法の処理基準に支給の要件が定められているが、請求人の移住は当該要件に該当しない。

(2) 法第8条により、法に基づく保護（以下「保護」という。）は、厚生労働大臣の定める基準により行うこととされており、当該基準において、移送費を支給する要件は限定的に規定されており、実施機関によって独自に運用することはできない。処分庁は請求人の移動の自由などを制限しておらず、請求人の移住は支給された保護費の範囲内で対応すべきである。

(3) 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額については、自立更生計画を立てさせることにより収入認定から除外することができることとされているが、請求人から提出された書面は、現実性に乏しい内容であり、自立更生に資するものとは認められないから、本件支援金を収入認定したことに違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 各原処分は、法及び法の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 原処分1について、自立更生を目的として恵与された金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額は、法の処理基準において、直ちに生業等自立更生のための用途に供されるものに限り、収入認定しないこととされているが、請求人が作成した起業の計画に係る書面は、請求人の希望が綴られているのみで計画を裏付ける根拠が示されていないなど、客観性に欠けるものといわざるを得ず、本件支援金が直ちに生業等自立更生のための用途に供されるものとは認められない。
- 3 原処分2について、移送費の支給は、被保護者が保護の実施機関の指示又は指導を受けて就職手続等のため当該施設等へ出向いた場合や、被保護者が転居する場合等で真にやむを得ないとき等に限定されており、新規就労者が就職地に赴くために要する交通費などについては、就職することにより生計の本拠を構える場合に限り、被保護者が転居する場合等で真にやむを得ないときとしての支給が認められているが、請求人は高齢であり疾病を抱えていたことから、処分庁は就労指導を行わず、請求人が就職したという事実も認められないこと、及び請求人は調査終了後は一度帰宅するとしており、転居の費用にも当たらないことから、請求人の旅費は前記の要件のいずれにも該当しない。
そして、処分庁が請求人の自立助長を制限しているとは認められず、また、処分庁が法の処理基準に基づいて保護を実施することは何ら違法なものではない。
- 4 以上のとおり、各原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和元年9月10日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月18日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る財産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ(法

第4条第1項)、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う限度において行うものとされている(法第8条第1項)。

そして、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、当該基準によれば、他からの仕送り、贈与等による金銭は、原則として全て認定することとされ、その例外は、自立更生のための恵与金等であって、直ちに生業等自立更生のための用途に供されるもの等に限られており、この自立更生のための用途に供されるものとしては、自立更生計画の遂行に要する経費を認めることとされている。

また、当該基準によれば、移送費の支給要件は、被保護者が実施機関の指示又は指導を受けて就職手続等のため就職先等へ出向いた場合や、当該指示又は指導を受けて求職等のため熱心かつ誠実に努力した場合、被保護者が転居する場合等で真にやむを得ないとき等に限られている。

そこで本件についてみると、まず、原処分1について、処分庁は、平成29年12月13日付けで本件支援金を収入認定し、平成30年1月分及び同年2月分の保護費に1万円ずつ充当したこと、請求人は平成29年12月15日にこれを了知し、平成30年4月2日に本件審査請求を行ったことが認められる。そうすると、本件審査請求のうち、原処分1に係る請求は、審査請求期間を徒過してなされ、また、期間を経過したことに正当な理由があることは認められないから、不適法であり却下されるべきである。

なお、処分庁は、原処分1を取り消して2万円を支給するよう求めた請求人からの保護変更申請について、原処分2により却下した上で北海道知事に審査請求ができる旨の教示をしていることから付言すると、他からの仕送り、贈与等による金銭については、自立更生計画の遂行に要する経費に充てられる額が、例外として収入認定から除外されるところ、請求人が「今後の計画書」として処分庁に提出した書面は具体性に欠けるものであり、当該書面に基づく経費は「自立更生計画の遂行に要する経費」であると認めることはできないから、本件支援金が実際に費消されたか否かにかかわらず、本件支援金を収入認定した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

次に、原処分2について、処分庁は、移住候補地の現地調査に要する経費(交通費及び宿泊費)及び原処分1で収入認定された2万円の支給を求める請求人の保護変更申請について、そのいずれも支給要件に該当しないとして却下したことが認められる。そして、移送費は、実施機関の指示又は指導を受けた就職や求職の場合や、転居する場合等で真にやむを得ないとき等が支給要件とされているところ、本件においては、処分庁が請求人に対して就職や求職の指示又は指導を行った事実は認められないこと、就業が具体的に決定していない状況での現地調査の経費を就職や求職の経費とは認めることはできないこと、及び

当該交通費及び宿泊費は現地調査の経費であって転居の経費ではないことから、当該交通費及び宿泊費はいずれも移送費の支給要件に該当しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。また、原処分1を取り消して2万円を支給するよう求める部分が却下されるべきであることは、前記のとおりである。

なお、請求人は、各原処分について、憲法が保障する請求人の職業選択の自由や居住・移転の自由を侵害するものであること、及び法律によらず行政内部の文書に基づいて判断したものであることから、違法又は不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、処分庁は、交通費及び宿泊費の支給を求める請求人からの保護変更申請は却下したものの、請求人が保護費から経費を捻出して移住することまでは制限していないのであるから、各原処分が請求人の職業選択の自由や居住・移転の自由を侵害するものとはいえず、また、法の処理基準は、法定受託事務である保護の変更に係る事務等の処理について、地方自治法に基づき、都道府県がよるべき基準として定められたものであり、処分庁が当該基準に基づいて事務を処理することは何ら違法なものではないことから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分1及び原処分2のうち原処分1を取り消して2万円を支給するよう求める部分については、不適法である。また、原処分2のその余の部分についてはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。よって、前記第1のとおり、本件審査請求については、処分庁が収入認定した2万円の支給を求める部分については却下されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子